

会津若松市斎場条例の一部改正にかかる パブリックコメントの実施について

市民部市民課

1 改正の趣旨

令和12年4月1日供用開始予定の新たな斎場においては、その維持管理運営について指定管理者制度を導入する予定です。

そのため、会津若松市斎場条例の一部を改正する必要があることから、市民からの多様な意見や情報等を広く求めるため、パブリックコメントを実施しようとするものです。

2 条例改正の内容

斎場の維持管理運営を指定管理者が実施することに関し、必要となる規定を設けます。

項目	内容	改正後(案)	現行
指定管理者による管理	地方自治法第244条の2第3項の規定による管理	追加	—
指定管理者が行う業務の範囲	施設、設備、備品等の維持管理及び火葬に関する業務等	追加	—
指定管理者が行う管理の基準	各種法令、条例等に基づく適正管理	追加	—
指定管理者の指定手続の特例	公募を行わず適当と認められる団体・法人等を指名	追加	—

3 施行までのスケジュール

令和8年4月1日～4月30日	パブリックコメント実施
6月下旬	市議会定例会議での議決
//	条例施行

4 施行予定日

公布の日から施行することとします。